相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市明屋敷二六〇番地、最後の住所愛媛県西条市大町八三一番地一グランドール西条弐番館四〇四号
被相続人　亡　小野眞由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
愛媛県松山市愛光町一番二四号
相続財産管理人　渡邉　美穂（職名　司法書士　金子　美穂）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区麦野三丁目一一番地の五〇、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町旭台二丁目二四番五号　被相続人　亡　中村　克弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
福岡県北九州市八幡西区樋口町四番一号
相続財産管理人　上村　一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市中本町一〇三二番地、最後の住所福岡市博多区吉塚二丁目二〇番九―一〇〇一号　被相続人　亡　財津　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号読売福岡ビル四階
相続財産管理人　弁護士　小川　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡福智町金田一一三三番地三、最後の住所福岡県田川郡福智町上野三一四八番地二九　被相続人　亡　香月　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
福岡市中央区渡辺通二丁目三番三号　ＳＡＳＡビル五階　いかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　碇　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市山川町三七四番地、最後の住所福岡県福岡市西区拾六町二丁目六番六―一〇四号　被相続人　亡　豊福　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
事務所福岡市西区今宿一丁目五番二九号
宗像ビル二階
相続財産管理人　熊本　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区箱崎四丁目三〇番、最後の住所福岡市東区箱崎四丁目三〇番六号　被相続人　亡　中市　俊春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日
福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番二一号
相続財産管理人　伊藤美登利

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業
(二)　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一七二九号
(三)　商号　株式会社トリップデポ
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社トリップデポ　東京都新宿区山吹町三四六番地　代表取締役　鈴木　純一
(五)　主たる営業所の所在地　東京都新宿区山吹町三四六番地
(六)　旅行業の登録年月日　平成十七年五月二十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十六年七月一四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十六年八月五日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年六月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年八月五日
岐阜県恵那市長島町久須見一八番地の一
株式会社ナルコ恵那
確定給付企業年金清算人　桃井　研二

第45期決算公告　平成26年8月5日
千葉県市川市八幡二丁目1番3号
昭和興業株式会社
代表取締役　松丸　幸一
貸借対照表の要旨（平成26年4月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,312,156
	固定資産	7,699,661
	繰延資産	4,827
	合計	15,016,645
負債及び純資産の部	流動負債	479,221
	固定負債	12,900,433
	株主資本	1,636,990
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,586,990
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	1,583,490
	（うち当期純利益）	(257,677)
	合計	15,016,645

第32期決算公告
平成26年8月5日
埼玉県加須市北大桑1197―1
埼玉ニチレキ株式会社
代表取締役　江原　学
貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	706,352
	固定資産	55,376
	合計	761,729
負債及び純資産の部	流動負債	421,833
	固定負債	49,061
	株主資本	290,834
	資本金	80,000
	利益剰余金	210,834
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	205,834
	（うち当期純利益）	(80,844)
	合計	761,729

第7期決算公告　平成26年6月20日
埼玉県坂戸市千代田五丁目7番4号
バイオニアファインテック株式会社
代表取締役社長　小林　数男
貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252,885
	固定資産	77,437
	合計	330,322
負債及び純資産の部	流動負債	319,072
	固定負債	139,971
	（退職給付引当金）	(134,977)
	株主資本	△ 128,721
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△ 328,721
	その他利益剰余金	△ 328,721
	（うち当期純損失）	(43,610)
	合計	330,322